(4) 自由党

交付した月日　4月20日	99,669,000円
7月20日	99,669,000円
10月20日	99,669,000円
12月20日	78,124,000円
小　計	377,131,000円
交付決定額	(377,131,000円)

(5) 自由民主党

交付した月日　4月20日	4,405,659,000円
7月20日	4,405,659,000円
10月20日	4,385,991,000円
12月20日	17,602,968,000円
小　計	(17,602,968,000円)
交付決定額	

(6) 日本維新の会

交付した月日　4月20日	252,391,500円
7月20日	252,391,500円
10月20日	252,391,500円
12月20日	302,490,500円
小　計	1,059,665,000円
交付決定額	(1,059,665,000円)

(7) 日本のこころ

交付した月日　4月20日	123,274,500円
7月20日	123,274,500円
10月20日	123,274,500円
小　計	369,823,500円
交付決定額	(493,098,000円)

(8) 民進党

交付した月日　4月20日	2,179,742,500円
7月20日	2,179,742,500円
10月20日	2,179,742,500円
12月20日	1,345,838,500円
小　計	7,885,066,000円
交付決定額	(7,885,066,000円)

(9) 立憲民主党

交付した月日　12月20日	437,093,000円
小　計	437,093,000円
交付決定額	(437,093,000円)
合　計	31,732,591,500円

○総務省告示第六十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十七条第六項の規定により準用される同法第十三条の規定に基づき、平成二十九年中において交付した特定交付金の総額及び各政治団体に対して交付した特定交付金の額を次のとおり告示する。

平成三十年二月二十六日

総務大臣　野田　聖子

特定交付金の交付額

1　特定交付金の総額　41,092,324円

2　各政治団体に対して交付した特定交付金の額　41,092,324円

日本のこころ

交付した月日　12月20日	41,092,324円
小　計	41,092,324円
交付決定額	(41,092,324円)
合　計	41,092,324円

○総務省告示第六十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項前段の規定に基づき、平成十二年自治省告示第百六号（予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件）の一部を次のように改正し、平成二十九年度分の補助金等から適用する。

平成三十年二月二十六日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「令」という。）第十七条第一項前段の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十一条に規定する特別区、第二百八十四条第二項に規定する一部事務組合及び同条第三項に規定する広域連合を含む。）であるものの交付に関する同表の下欄に掲げる事務を都道府県の知事（同表の上欄に掲げる第十四号に係る場合は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県の知事に、第十五号に係る場合は沖縄県知事に、第十九号に係る場合は宮城県知事、山形県知事、福島県知事、栃木県知事、東京都知事、神奈川県知事及び新潟県知事に、それぞれ限る。）が行うこととしたので、令第十七条第四項の規定により告示する。 ［表略］	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「令」という。）第十七条第一項前段の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十一条に規定する特別区、第二百八十四条第二項に規定する一部事務組合及び第二百八十四条第三項に規定する広域連合を含む。）であるものの交付に関する同表の下欄に掲げる事務を都道府県の知事（同表の上欄に掲げる第十四号に係る場合は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県の知事に、第十五号に係る場合は沖縄県知事に、第十九号に係る場合は福島県知事に、それぞれ限る。）が行うこととしたので、令第十七条第四項の規定により告示する。 ［表同上］

備考　表中の「　」の記載は注記である。